

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間(七会)連合協定  
工事請負契約約款委員会  
委員長 古阪 秀三

### 民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

本年**6月**及び**9月**に中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負約款が改正になりましたが、これを受け、当委員会におきましても、民間(七会)連合協定工事請負契約約款を**令和5年1月1日付**で改正することと致しましたので、この旨お知らせいたします。

今回の改正の目的は、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること並びに反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたことにあります。

1. 改正内容（新旧対照表） ⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-1.pdf>
2. 約款改正日 令和**5年（2023年）1月1日**  
(改正約款販売開始日 1月 10 日以降)
3. 現行約款への対応

当委員会では、上記のとおり令和**5年（2023年）1月1日付**で当委員会約款を改正することから、その日以降に現行約款を使用される場合には、発注者・受注者間において、工事請負契約の特約として、別紙「変更合意書」を締結の上、ご使用下さるようお願い申し上げます。

⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-2.pdf>

以上

収入印紙

200円

## 変更合意書

発注者\_\_\_\_\_と

受注者\_\_\_\_\_とは

工事名称\_\_\_\_\_工事  
の施工に関し、 年 月 日付で発注者・受注者間で締結した工事請負契約の変更に関し、下記の通り合意したので、この合意書を取り交す。

### 記

1. 上記工事において発生する建設発生土の搬出先等について
  - (1) 建設発生土の発生予定の有無 (有・無)
  - (2) 上記(1)で、有りの場合  
発注者による搬出先指定の有無 (有・無)
    - ① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。
    - ② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。
  - (3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。
  - (4) 上記(2)(3)の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項)

※ 建設発生土については、体積500立方メートル以上を搬出する場合に該当

### 2. 約款条項の変更について

- (1) 約款第31条の3(発注者の催告によらない解除権)(1)1.を以下の通り変更する。

『1. 受注者が以下の一にあたるとき。

- イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ロ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。』

(2) 約款第32条の3（受注者の催告によらない解除権）(1) e. を以下の通り変更する。

『e. 発注者が以下の一にあたるとき。

- イ. 役員等（発注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
- ロ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、

- もしくは関与していると認められるとき。
- ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。』

この合意書締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

年　　月　　日

<発注者>

住所又は所在地.....  
氏名又は名称 .....

(印)

<受注者>

住所又は所在地.....  
氏名又は名称 .....

(印)

## 約款新旧対照表（令和5年1月改正）

2022年11月8日

改正案（令和5年1月）	現行約款
<p>【契約書】</p> <p>6. 解体工事に要する費用等 (省略)</p> <p>7. 建設発生土の搬出先等について</p> <p>(1) 建設発生土の発生予定の有無 (有・無)</p> <p>(2) 上記(1)で、有りの場合 発注者による搬出先指定の有無 (有・無)</p> <p>① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。</p> <p>② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。</p> <p>(3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>6. 解体工事に要する費用等 (省略)</p> <p>【新設】</p>

<p>(4) 上記(2)(3)の定めにかかわらず、この工事が  <u>「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)</u>の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項)</p> <p>※ 建設発生土については、体積500立方メートル以上を搬出する場合に該当</p> <p><u>8. その他</u></p>	<p><u>7. その他</u></p>
<p>第31条の3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p>	<p>第31条の3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p>

<p>( a ~k省略)</p> <p>1. 受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団</u>をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員<u>もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u>（以下「<u>暴力団員等</u>」という。）であると認められるとき。            (削除)</p> <p>ロ. <u>役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>ハ. <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある</u></p>	<p>( a ~k省略)</p> <p>1. 受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店</u>もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「<u>暴力団員等</u>」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ. <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団</u>をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が<u>経営に実質的に関与していると認められる</u>とき。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p>
--	--

<p><u>いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>二. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p><u>ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p>【新設】</p> <p><u>ハ. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
<p>第 32 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>( 1 ) 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>( a ~d 省略)</p> <p>e. 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等 (発注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。) が暴力団又は暴力団</p>	<p>第 32 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>( 1 ) 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>( a ~d 省略)</p> <p>e. 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等 (発注者が個人である場合には<u>その者</u>を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号</p>

<p>員等であると認められるとき。 (削除)</p> <p><u>ロ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>二. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p><u>ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p>に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p><u>ロ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p><u>ハ. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
--	---